

平成 25 年度

動物実験に関する自己点検・評価報告書

東北大学

平成 27 年 2 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 <input type="checkbox"/> 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程が定められていない。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程（平成 19 年 6 月 27 日規第 122 号制定）</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <p>文科省の指針に沿って、機関内規程が適正に定められている。また、平成 22 年度に国立大学法人動物実験施設協議会による動物実験に関する相互検証を受けた際に指摘された事項、すなわち動物実験センターについて、機関内規程で明確に位置付けることについて、第 3 章第 6 条として規程改正を平成 23 年に行い、対応した。</p>
<p>4) 改善の方針</p> <p>特になし</p>

2. 動物実験委員会

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれていない。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人東北大学環境・安全委員会規程（平成 16 年 4 月 1 日規第 7 号制定） ・国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程（平成 19 年 6 月 27 日規第 122 号制定） ・国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規（平成 17 年 11 月 16 日制定） ・「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程」及び「国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規」に関する取扱いについて（通知）（平成 19 年 07 月 05 日研研第 139 号）※本通知は平成 26 年 3 月 19 日をもって、廃止とする。 ・「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程」及び「国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規」に関する取扱いについて（通知）（平成 26 年 03 月 19 日環推第 37 号）
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人東北大学環境・安全委員会における専門委員会として設置され、適正に運営された。

・なお、他研究機関と若干異なる点は「実験動物管理者」は各飼養保管施設に所属しているのではなく、各部局で動物実験の規模に応じて1名以上が管理者より任命され、管理者（部局の長）の業務を補佐し、部局全体の動物実験の適正化のために活動している。平成23年度から動物実験計画申請数に合わせた必要人数を選任すること（実験動物管理者1人当たり40件程度）（規程第9条、上記通知研研第139号1項）および任期制が実施され、実験動物管理者の任期を3年と通知に定めた。（規程第9条、上記通知研研第139号2項または環推第37号1項（4））。

4) 改善の方針

特になし

3. 動物実験の実施体制

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか？）

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程（平成19年6月27日規第122号制定）
- ・国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規（平成17年11月16日制定）
- ・動物実験計画書
- ・教育研修計画書
- ・動物実験計画・教育研修計画変更申請書
- ・動物実験計画承認通知書
- ・教育研修計画承認通知書
- ・動物実験終了・中止・年次報告書
- ・動物実験計画書及び教育研修計画書作成要領
- ・WEB申請解説書
- ・「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程」及び「国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規」に関する取扱いについて（通知）（平成19年07月05日研研第139号）※本通知は平成26年3月19日をもって、廃止とする。
- ・「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程」及び「国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規」に関する取扱いについて（通知）（平成26年03月19日環推第37号）
- ・国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

- ・動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が適正に定められている。
- ・本学では、研究者等（動物実験責任者や教育研修責任者）が動物実験計画書や教育研修計画書を総

長に申請するにあたり、実験動物管理者の事前チェックを受け、署名を取る必要がある。

- ・平成 24 年度から導入したWEB 申請の全面運用を開始した。

4) 改善の方針

特になし

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 該当する動物実験の実施体制が定められている。
- 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 該当する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程（平成 19 年 6 月 27 日規第 122 号制定）
- ・国立大学法人東北大学遺伝子組換え実験安全管理規程（昭和 56 年 6 月 9 日規第 38 号制定）
- ・国立大学法人東北大学環境・安全委員会遺伝子組換え実験安全専門委員会内規
- ・国立大学法人東北大学放射線障害予防規程（昭和 38 年 12 月 16 日規第 86 号制定）
- ・国立大学法人東北大学放射性同位元素等の取扱い等に関する基準
- ・国立大学法人東北大学エックス線装置の取扱い等に関する基準
- ・国立大学法人東北大学研究用微生物安全管理規程（平成 25 年 3 月 26 日規第 40 号）
- ・国立大学法人東北大学研究用微生物安全管理細則
- ・国立大学法人東北大学環境・安全委員会研究用微生物安全専門委員会内規
- ・国立大学法人東北大学における病原微生物の BSL 分類等
- ・国立大学法人東北大学環境・安全委員会感染症対策専門委員会内規
- ・国立大学法人東北大学化学物質等管理規程（平成 21 年 10 月 2 日規第 90 号制定）
- ・国立大学法人東北大学化学物質等管理細則
- ・国立大学法人東北大学化学物質等管理業務マニュアル
- ・国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

- ・全学規程により適正に定められている。
- ・遺伝子組換え動物については、平成 21 年度には東北大学遺伝子実験センター（後述）が設立され、同時に設立された東北大学動物実験センターと共同で研究者等に対して適正な管理の指導助言を行っている。

4) 改善の方針

特になし

5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程（平成 19 年 6 月 27 日規第 122 号制定） ・ 飼養保管施設設置・変更承認申請書 ・ 動物実験に関する実験室設置・変更承認申請書 ・ 施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届出書 ・ 実験動物飼養保管施設承認通知書 ・ 動物実験に関する実験室承認通知書 ・ 飼養保管施設視察報告書 ・ 飼養保管施設及び実験室の設置・変更申請作成要領 ・ 飼養保管施設視察チェックリスト
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程に基づき、飼養保管施設、実験室が設置されている。 ・ 平成 24 年 4 月に出版された規程 8 版から、「補遺 3 推奨される実験動物飼育スペース」の内容を 2010 年出版の「実験動物の管理と使用に関する指針・第 8 版」に合わせ変更を行った。 ・ 飼養保管施設の設置審査に当たっては、申請前にはそれぞれの部局の実験動物管理者の事前チェックを受け、さらに申請後は申請書毎に 2-3 名の動物実験専門委員会委員が訪問調査し、その意見に基づいて専門委員会で適否を判断した。さらに、平成 22 年度からは遺伝子組換え動物を飼育する施設の設置の際は、遺伝子組換え実験安全専門委員会と合同で訪問調査を行っている。 ・ 平成 21 年度からは東北大学動物実験センターが設立され、申請事前の指導や承認後の定期的な訪問によるフォローアップを行い、常に適正に保つ体制を取っている。 ・ 実験室については動物実験センターが動物実験専門委員会委員の代理で訪問調査を行っており、委員長への報告を行っている。また、実験動物管理者の事前チェック及び動物実験センターのフォローアップ調査により、適正化を実現した。
<p>4) 改善の方針</p> <p>特になし</p>

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

- ・東北大学では、平成 21 年 4 月に東北大学動物実験センター及び東北大学遺伝子実験センターを設立した。両センターともにそれぞれの専門家と専任職員を配置し、本学の学生・研究者が動物実験と遺伝子組換え実験の適正化、コンプライアンスを遵守・実践するために、指導、助言及び支援を行っている。これは動物実験専門委員会と遺伝子組換え実験安全専門委員会を実務面で支援をする組織である。
- ・平成 21 年度より動物実験規程の英訳版を作成し、海外からの留学生に対応している。
- ・平成 24 年度より各種申請の利便性の向上のため WEB 申請を開始した。WEB 申請導入にあたり動物実験計画書の承認期間を最長 3 年とし、遺伝子組換え実験との同時申請をシステム化することで、実験責任者の事務的な負担の軽減を図った。平成 25 年度からは飼養保管施設および実験室の WEB 申請を本格的に導入した。
- ・WEB 申請に伴う質問や問題点、システムエラー等の問い合わせに事務で対応を行い、改善を行った。今後も、より良いシステム運営を目指し改善を行っていく予定である。
- ・審査期間の短縮化を目的として、申請・審査行程の効率化を図る事とした。これまでのデータから申請・審査行程日数の検討を行い、動物実験計画書・教育研修計画書に関わる事務処理および実験動物管理者による計画書確認作業について、動物実験センターにて担当することとした。また、審査回数も月 2 回から 3 回に増やすこととした。効率化案を動物実験専門委員会にて採択し、平成 26 年度初めから運用できるように準備を行った。
- ・平成 22 年度の国立大学法人動物実験施設協議会による動物実験に関する相互検証を受け、総評として、「動物実験の管理・実施体制がよく整備され、動物実験が適正に実施されている。」と評価を受けた。特に、動物実験センターにより施設・設備や動物保管の状況確認及び指導助言、実験者への教育訓練等を行っていることに高い評価を受けた。また、相互検証の検証結果報告書もホームページに掲載し、情報公開を行った。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

（動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか？）

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・平成 25 年度動物実験専門委員会議事録
- ・平成 25 年度動物実験専門委員会開催一覧
- ・動物実験専門委員会委員名簿、実験動物管理者名簿

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験委員会は 8 月を除き月 1 回、年度末には月に複数回開催しているが、平成 25 年度は 12 回開催した。 ・動物実験計画書及び教育研修計画書の審査に当たっては、苦痛度分類を基準として、実験中におけるストレスが高いと思われる計画書は、委員会で計画書申請者と専門委員が対面方式でヒアリング審査を行い、計画書申請者との議論を通して適否の判断をした。それ以外の計画書は持ち回り審査を行った。 ・以上のことより動物実験規程に基づき適正な委員会活動を実施していると判断した。
<p>4) 改善の方針</p> <p>特になし</p>

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度動物実験計画関係書 (動物実験計画書、動物実験計画・教育研修計画変更申請書、動物実験計画承認通知書) ・平成 25 年度教育研修計画関係書 (教育研修計画書、動物実験計画・教育研修計画変更申請書、教育研修計画承認通知書) ・平成 25 年度動物実験終了・中止・年次報告書 ・平成 25 年度動物実験計画の審査結果一覧 ・平成 25 年度動物実験及び教育研修において使用した動物実績一覧 ・平成 25 年度自己点検関係書
<p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物実験実施者による実験実施に当たっては、動物実験専門委員会による動物実験と教育研修の計画書のヒアリングを含む審査により、事前にかなり丁寧な指導助言を行った。 ・中型の実験動物を用いた実験には、実験動物管理者及び実験動物技術者が動物の馴化や術前、術中および術後管理等の直接支援や指導助言を行った。 ・動物実験センターにより動物実験の初心者に対するマウス・ラット取扱い技術者講習会を行った。平成 25 年度は 133 名の受講があった。 ・動物実験終了・中止・年次報告書は 100%の提出を受けており、その内容について動物実験センターが精査した。 ・動物使用数の当初の計画からの大幅な変更には、その理由を研究者に問いただし、適正化に努めて

いる。複数年度の実験期間の場合は、実験期間全体の計画匹数に対しての使用匹数の確認を行うが、全体の計画数および実験期間の残年数に対しての使用匹数の割合が大きい場合は、変更申請を行うように指導する。

・実験計画の変更・追加があった場合は、変更届または追加実験計画の書類の提出を行うように動物実験センターが指導・助言を行っている。

4) 改善の方針

特になし

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果

- 該当する動物実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料(安全管理上の事故等があれば、事故記録を対象とする)

- ・平成 25 年度動物実験計画書
- ・遺伝子組換え実験計画申請書
- ・平成 25 年度動物実験終了・中止・年次報告書

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

・特に遺伝子組換え動物の管理には、動物実験専門委員会の飼養保管施設設置申請審査の際に、カルタヘナ法に準じた指導を行った。

・平成 21 年度からは動物実験センターおよび遺伝子実験センターにより、適切で安全な実験についての指導を開始した。

以上のことから、安全管理を要する動物実験は適正に実施された。

4) 改善の方針

特になし

4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か? 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

<p>平成 25 年度実験動物飼養保管状況報告書</p> <p>平成 25 年度実験動物飼養保管状況一覧</p>
<p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度実験動物飼養保管状況報告書は 100%の提出を受けており、その内容について動物実験センターにより精査されたが、大きな問題は見つからなかった。 ・動物実験センターでは平成 21 年度から、マウス・ラットの飼養保管施設に対して、微生物モニタリングサービスを開始しており、全学的なマウス・ラットの適正な衛生管理を目指している。平成 24 年度からモニタリング対象項目数を血清 4 項目から、培養 9 項目、血清 8 項目、鏡検 3 項目に増やし、更なる適正化を目指している。 <p>以上のことから飼養保管状況は適正であると判断した。</p>
<p>4) 改善の方針</p> <p>特になし</p>
<p>5. 施設等の維持管理の状況</p> <p>(機関内の施設等は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)</p>
<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養保管施設申請関係書 (飼養保管施設設置・変更承認通知書、飼養保管施設視察報告書 (施設申請時の委員会による視察)、施設等 (飼養保管施設・実験室) 廃止届出書、実験動物飼養保管施設承認通知書) ・動物実験に関する実験室申請関係書 (動物実験に関する実験室設置・変更承認申請書、施設等 (飼養保管施設・実験室) 廃止届出書、動物実験に関する実験室承認通知書) ・平成 25 年度実験施設設置状況一覧
<p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、新制度の下で最初の飼養保管施設の設置申請を受けており、それぞれについて実験動物管理者の事前チェック並びに動物実験専門委員会の 2-3 名の委員による訪問調査を行った。 ・従来の古い設備を持った施設も見受けられたが、委員会からかなり丁寧な承認条件を付与することにより、それぞれの部局や研究室で予算の確保を行い、ほとんどの施設は設備等の大幅な改善がなされた。 ・平成 21 年度からは動物実験センターにより各飼養保管施設の定期的なフォローアップ視察を行っており、これまでは当初の承認条件から大きく逸脱している所は見当たらない。マイナーな要改善箇所

<p>所については、指導助言を行っており、適切に改善された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度は平成 19 年度の飼養保管施設・実験室の設置更新をWEBシステムにて行った。 <p>施設等の維持管理の状況には問題は生じていない。したがって飼養保管施設、実験室は適正に維持管理されていると判断した。</p>
<p>4) 改善の方針</p> <p>特になし</p>

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度教育訓練一覧 ・教育訓練使用テキスト「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説」
<p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度は通常の教育訓練 8 回開催、受講者数 462 人。大学院講義 1 回、受講者数 10 名、医学部 3 年対象講習会 1 回、受講者 115 名、農学部対象対象講習会 1 回、67 名、薬学部対象講習会 1 回、37 名。合計 691 名が受講した。 ・教育訓練使用テキストとして平成 19 年 5 月より「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説」を編集し、平成 25 年 5 月に 9 版を出版した。また、6 版からは英語版の動物実験規程やその他の資料の英語版を作製・収録し、留学生の便宜を図った。 <p>平成 21 年度からは留学生のために英語による教育訓練を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度からは希望者に対して動物実験センターと医学系研究科附属動物実験施設の共催によるマウスラットの取り扱い講習会を実施しており、平成 25 年度は 133 名が受講し、適正な動物実験の実施に貢献した。 ・実験動物管理者に対する教育は平成 20 年度に多数の実験動物管理者を抱える医学系研究科で 1 度行い、平成 23 年 1 月に全学の動物実験管理者対象に講習会を行った。
<p>4) 改善の方針</p> <p>特になし</p>

7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に実施されている。

<input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・動物実験に関する自己点検・評価報告書 ・動物実験に関する外部検証結果報告書 ・東北大学動物実験センターホームページ ・国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） ・ホームページ上に情報公開のページを設け以下の情報公開を行っている。 ・国立大学法人東北大学における動物実験に関する規程とその解説の最新版 ・平成 22 年度動物実験に関する検証結果報告書 ・平成 20 年～23 年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書 ・平成 24 年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書および動物実験に関する情報 ・平成 25 年度 自己点検結果を本報告書にまとめホームページ上に公開する予定である。
4) 改善の方針 特になし

8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

・動物実験専門委員会は 8 月を除く毎月委員会を開催しており、一定条件の動物実験計画書と教育研修計画書の計画書申請者からヒアリングを行っており、適正な動物実験の実施を図っている。 ・上記の各項に記載しているが、東北大学では、平成 21 年 4 月に東北大学動物実験センター及び東北大学遺伝子実験センターを設立した。これは動物実験専門委員会と遺伝子組換え実験安全専門委員会を実務面で支援をする組織である。両センターともにそれぞれの専門家と専任職員を配置し、本学の学生・研究者が動物実験と遺伝子組換え実験の適正化、コンプライアンスを遵守・実践するために、指導、助言及び支援を行っている。 ・動物実験センターは平成 21 年度より各動物飼養保管施設・実験室に訪問調査を行い、定期的に飼養保管状況、施設等の維持管理状況を確認することにより、より適正な動物の飼養保管を図っている。平成 25 年度には 2 巡目のフォローアップ視察を行い、29 施設の視察を行った。また、動物実験センターが実験室設置時の視察も行い、更なる施設・動物飼育管理の適切化を図った。 ・動物実験センターは平成 21 年度より教育訓練既受講者を対象に、実験動物取扱初心者のためのスキルアップとして実験動物（マウス・ラット）実技講習会行っており、さらに全学のマウス・ラットの適切な飼育管理のために微生物モニタリングサービスを開始し、本学のより適正な動物実験を図っている。平成 25 年度は年 4 回の定期検査で延べ 72 施設、その他に 21 件の不定期検査を行った。また、外部検査機関にて、重篤な感染症の陽性判定を受けた施設の確認検査を行った。最終結果として

は感染症は陰性であったが、当該施設では感染を疑う飼育室の動物の早期淘汰を行っており、多くの動物が犠牲となり初期対応のまずさが問題となった。その教訓を生かし、今後本学で感染症の感染が疑われた場合は、直ちに動物実験センターに相談するよう全学に周知を行った。その他、重篤な感染症等の問題はなかった。

- ・委員会が承認した施設に対し承認証を発行し、出入り口に掲示することによって、利用する学生や研究者に承認施設であることを明確にしている。

平成 25 年度

東北大学における動物実験に関する情報

東北大学

平成 27 年 2 月

1. 飼養動物種および動物数(平成26年3月31日の飼養数)

動物種※	合計
マウス	49,000
ラット	2,300
モルモット	0
ウサギ	86
ブタ	18
イヌ	15
ヒツジ	29
ヤギ	14
ウシ	142
ニワトリ	14
サル	42

動物種※	合計
マーモセット	0
ハイイロジネズミオポッサム	0
ハタネズミ	120
スナネズミ	28
ソメワケササクレヤモリ	146
Anolis sagrei	23
Anolis angusticep	0
Anolis homolechis	39
Anolis altaceus	0
Anolis allogus	13
ゼブラフィッシュ	395

※平成26年3月31日時点での匹数に関わらず、本年度に飼育がおこなわれていた動物種を記載した。

2. 承認施設数

H26.3.31現在

飼養保管施設数	74
実験室数	110

3. 主要飼養保管施設名称

医学系研究科附属動物実験施設

4. 平成25年度動物実験計画の審査・承認件数と有効な計画書数

	審査数	ヒアリング数 (内数)	承認数	有効な 計画書数※
動物実験計画書	981	126	946	1038
教育研修計画書	33	1	32	33
合計	1014	127	978	1071

※平成25年度を承認期間に含む計画書数(複数年度承認制のため、昨年度審査の計画書が含まれる)

5. 平成25年度教育訓練実績一覧

講習会名	受講者数	実施日時	備考
第1回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	201	4月15日	
第2回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	11	4月18日	留学生向け英語
第3回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	82	5月22日	
第4回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	40	7月5日	
第5回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	36	9月6日	
第6回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	26	11月6日	
第7回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	14	12月10日	留学生向け英語
第8回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	52	1月31日	
平成25年度医用動物学講義	10	4月24日	大学院授業
動物実験講習(医学部3年生対象)	115	10月10日	
動物実験講習(農学部対象)	67	6月3日	
動物実験講習(薬学部学生対象)	37	10月2日	
合計	691		

6. 教育訓練実施内容の概略

- ・ 動物実験の基礎(1時間)
- ・ 実験動物の麻酔(30分)
- ・ 実験動物の感染症とコントロール(30分)
- ・ 「東北大学における動物実験等に関する規程」について(1時間50分)

7. 動物実験専門委員会委員一覧

- 1号：環境・安全委員会 動物実験専門委員会 内規第3条第1項第1号
動物実験等を実施する各部局の教員(動物実験等に優れた識見を有する者)
- 2号：環境・安全委員会 動物実験専門委員会 内規第3条第1項第2号
実験動物に関して優れた識見を有する者
- 3号：環境・安全委員会 動物実験専門委員会 内規第3条第1項第3号
動物実験等に携わらない者で、動物実験等に関連する学識経験を有する者
- 2項：環境・安全委員会 動物実験専門委員会 内規第3条第2項
前項に規定する者のほか、総長が指名する理事又は副学長が必要であると認める者

H.26.3.31現在

根拠条項	部局名	専門分野
1号	文学研究科	心理学
	医学系研究科	分子血液学
	歯学研究科	歯科薬理学
	病院	腎高血圧内分泌学
	薬学研究科	薬理学
	工学研究科	生体機能工学
	農学研究科	分子生物学
	情報科学研究科	応用生命情報学
	生命科学研究科	脳情報処理
	医工学研究科	医用材料創製工学
	加齢医学研究所	分子腫瘍学
	電気通信研究所	実世界コンピューティング
	多元物質科学研究所	生物分子機能計測研究
	サイクロトン・RIセンター	核薬学
2号	医学系研究科	神経化学
3号	国際文化研究科	国際経済交流論
2項	医学系研究科	実験動物学